

令和3年(2021年)6月28日

報道機関各社 様

職員の不適切な事務処理に伴う国民健康保険事業における国交付金の一部返還について

国民健康保険事業において、2019年度および2020年度に国から受けた交付金の一部について、職員の不適切な事務処理により、国へ返還する事例が生じたので、ご報告いたします。

市民の皆さまの信頼を大きく損ねたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

2019年度および2020年度の保険者努力支援制度^{※1}における重複・多剤投与者への取り組み^{※2}(以下「取り組み」という。)について、職員Aの職務懈怠に端を発した虚偽報告(未実施のものを実施と記載した)に基づく誤った実績報告書を国へ提出し、不適切に交付金を受けていたことから、その返還が必要となったもの。

※1 所定の指標(保険料収納率、特定健診受診率など)や取り組み内容(糖尿病重症化予防事業の実施の有無など)に応じて、国から交付金が交付される制度。国民健康保険の都道府県単位化に伴い、2018年度から本格実施されたもの。

※2 対象者を抽出し服薬情報の通知等を行うことで、適正な服薬を促す取り組み。取り組み年度の翌年度に交付金が交付される。

2 経緯

日時	内容
2018年9月	・職員Aから2017年度における取り組みが未実施であるとの報告を受けたため、同年度の取り組みに係る国への交付金申請を取り下げた。
2019年3月	・職員Aは2018年度における取り組みを実施するために起案を作成し、上司Bの決裁を受けるが、重要な業務であるという認識に欠けていたこと等から通知を送付せず、結果的に2018年度も未実施となった。
2019年9月	・職員Aは2018年度の取り組みが未実施であることを認識しながら、上司C(上司Bの後任)に報告せず、国に対して実施済みであると虚偽の実績報告を行った。(この結果、2018年度の取り組みに対する交付金が2019年度末に交付)
2020年3月	・職員Aは2018年度と同様、2019年度の取り組みも実施しなかった。
2020年4月	・職員Aは課内異動となるが、後任の職員Dに対し、2019年9月の虚偽報告や、2019年度の未実施を引き継がなかった。
2020年9月	・2019年度の実績報告の際、職員Dは内容をよく確認しないまま、実施したのものとして国に報告した。(この結果、2019年度の取り組みに対する交付金が2020年度末に交付)
2021年4月	・会計検査院実施調査(2021年5月17日~21日)に先立ち、各種事業・取り組みの実施状況等を確認していたところ、今回の事案が発覚。発覚後、直ちに北海道を通じて国に事実経緯を報告した。 ・保険者努力支援制度の全項目についてあらためて調査した結果、過去の他の取り組みについては、適切に報告されていることを確認した。
2021年6月15日	・国から返還方法等についての連絡があった。

3 返還額

1 億 3,000 万円（概算）

（内訳）2019 年度交付分（2018 年度取り組み）：約 6,500 万円

2020 年度交付分（2019 年度取り組み）：約 6,500 万円

4 返還方法

2022 年度の保険者努力支援制度に係る交付金から返還額を差し引く。（財源については検討中）

5 原因

当該取り組みは、対象者の健康面から非常に重要な業務であるが、職員 A にはその認識が欠けていたこと、2017 年度に取り組むこととなった際に、職員 A が自分に押し付けられたとの認識を持っていたこと、対象者への説明の重責を感じていたことなどから、実施しなかった。また、職員および上司の異動の際に十分な引き継ぎがなされていなかった。さらに、上司による業務の履行確認や組織における実績確認が不十分であった。

6 今後の対応

- (1) 業務の進捗管理の徹底を図るとともに、国の交付金を申請・報告する際に、所定の指標や取り組み内容の記載に誤りがないか、必ず実施起案等と突合し、取り組み内容を聴取するなど、組織として確認の徹底を図る。
- (2) 今回のケースを題材として、組織としてのマネジメントが不十分な点がどこにあったのかについて、役職者を対象に部内研修を行うとともに、服務規律に関する研修を実施し、あらためて職員の意識向上を図るなど、組織を挙げて再発防止に努める。
- (3) 当該職員等への対応については、人事部門と協議していく。

問い合わせ先

札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課 春田、加茂

電話：011-211-2887、ファクス：011-218-5182